

有限責任事業組合契約に関する法律の施行に伴う特許法施行規則等の一部を改正する省令について

平成 17 年 12 月
特許庁制度改正審議室

1. 改正の背景

有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年五月六日法律第四十号）（LLP法。以下同じ。）の成立・施行により、新たな事業体としての有限責任事業組合（LLP。以下同じ）の設立が可能となった。LLPは、民法組合の特則として、有限責任、内部規律の柔軟性、構成員課税をその特徴とし、これにより、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門人材の共同事業等の振興が期待されている。

一方、LLPには法人格がないため特許権者とはなれないことから、LLPが特許権を所有する場合は、LLPメンバー全員による共有となり、特許登録原簿には、当該LLPメンバー全員の名前が記載されるにとどまるため、当該特許権がLLP財産であることが特許登録原簿上明確でないという問題が生じる。そこで、LLPにより所有されている特許権が、有限責任である組合員の財産と分別管理された財産である旨を示し、取引の安全性を高める観点から、特許登録原簿上にLLP財産である旨の表示をする必要がある。

2. 改正内容

特許権に係る出願や名義変更届等の様式を定めている特許法施行規則中の各様式の「備考」で、持分の記載方法につき記述されている部分に、「持分がLLP法に規定するLLP契約、民法組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合契約¹に基づくときは【その他】の欄を設けて、その旨記載する」という趣旨の記載を加える。

これにより、特許登録原簿上に、各組合員の持分とともに、LLP財産である旨の表示を行うことが可能となる。

同様の改正を实用新型案権、意匠権、商標権についても行う。

¹ 民法組合の特則としてのLLPの記載を可能とした場合、民法組合自体の記載や、同じ民法組合の特則である投資事業有限責任組合の記載を排除する理由はないので、今回の改正に伴い、民法組合である旨の記載及び投資事業有限責任組合である旨の記載も併せて可能とする。